

議 事 録

会議の名称	令和3年度登米市農業委員会第5回総会
開催日時	令和3年8月25日（水） 午後1時30分 開会 午後2時10分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者（委員）の氏名	<p>1番 岩 淵 勉 2番 佐々木 まき子 3番 櫻 井 利 光 4番 菅 原 浩 之 5番 田 島 幹 雄 6番 阿 部 晃 徳 7番 柴 崎 専 一 8番 佐 藤 瑛 彦 9番 鈴 木 巖 10番 佐 藤 幸 治 11番 松 野 秀 郎 12番 阿 部 静 男 13番 鈴 木 泰 子 14番 浅 野 和 宏 15番 五十嵐 幸 喜 16番 尾 張 勝 17番 芳 村 忠 市 18番 三 塚 芳 毅 19番 芳 賀 秀 二 20番 小野寺 義 幸 21番 佐 藤 久 順 22番 上 野 栄 公 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主幹 北浦 成仁、主査 石川 巖穂、 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>
議 題	<p>報告第19号 使用貸借権の合意解約について 報告第20号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第31号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第33号 非農地証明願について 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第35号 買受適格証明願について</p>
会 議 結 果	<p>議案第30号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第31号 承認相当との意見を付すこととした。 議案第32号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第33号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第34号 原案のとおり決定した。 議案第35号 願出のとおり証明することに決定した。</p>

会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和3年度登米市農業委員会第5回総会資料 <ul style="list-style-type: none"> ・議案書 ・議案説明資料 ・農地法第3条調査書 ・買受適格証明願調査書 ・諸般の報告
発言者	議題・発言・結果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員の指名は会議規則第38条第2項の規定により、4番 菅原 浩之 委員、5番 田島 幹雄 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日1日間と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4、報告第19号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第19号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第5、報告第20号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>

議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 20 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 6、議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は 1 筆以外全て耕作されており、その 1 筆については所定の手続きを行う予定です。基幹作業については一部を作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思</p> <p>います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号 6 番については、12 番 阿部 静男 委員の担当となっておりますが、本日、欠席ということで、事前に支障なしとの報告を受けております。</p>
議長	<p>進行番号 1 番について、20 番 小野寺 義幸 委員</p>

	《支障なしの声を確認》
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
21 番委員	<p>進行番号の1番について、お伺いしたいんですけれども、子が親に農地を贈与するわけですけれども、贈与以前というのは、親が持っていた土地を子に贈与したものを再度戻すということでしょうか。それがまず第一点。</p> <p>子から親が贈与を受けた場合に、贈与税の特例という点は該当になるのでしょうか。</p> <p>その2点についてお伺いいたします。</p>
事務局	<p>お子さんなんですけれども、元々おじさんから贈与を受けた農地ございまして、自分は出来ないということで、お父さんの方にお渡しするような今回、案件となっております。</p> <p>贈与税については、こちらで調べてからお話したいと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>贈与税の関係は、事務局で調べてくれるのですか。</p>
事務局	はい。
議長	では、お願いします。
21 番委員	<p>二通りについて、お聞きしたいんですけれども。</p> <p>親が子に贈与した場合は、確実に贈与税の特例がありますよね。それをまた親に戻すという場合に特例があるのかどうか。さっき言ったものと、それに付け加えて確認したいと思います。</p>
事務局	はい、承知いたしました。
議長	親から子と言いますと、贈与は110万円の控除がありますよね。その逆を聞きたいのですか。その逆は、ちょっと私も・・・。
21 番委員	贈与した後に、子どもが亡くなる、あるいは離婚かなんかして戻す場合がありますよね。そういう場合、一旦特例を受けた贈与税がどのような取り扱いになるのか。
議長	それでは、後で良いので、事務局調べてください。

事務局	はい。
議長	他に、質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 30 号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第 7、議案第 31 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。
	3 番、櫻井 利光 委員
3 番委員	登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 8 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 3 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、迫町地内で建売住宅の新築を目的として許可されている事業の計画変更です。 当初の計画では、建売住宅を新築する計画で、盛土・整地工事完了後、建築準

備に取り掛かったが、施工職人に空きがない状況だったため、建築が後回しになってしまった。その後、コロナウイルス感染症の影響が出始め、会社の業績も悪化したため、業務遂行が困難となった。

今回、承継者が申請地に居宅を新築したいとのことで、変更申請の申し出となりました。

転用目的など、計画全般を変更するものですが、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途変更地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和3年8月25日

現地調査委員 8番 佐藤 瑛彦 委員
14番 浅野 和宏 委員
3番 櫻井 利光 委員

議長

調査報告が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

議長

これから議案第31号を採決します。
お諮りします。
本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第31号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は、承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

日程第8、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。

議長

進行番号6番が、7番 柴崎 専一 委員に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。
しがたいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委

	<p>員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>議長 異議なしと認めます。 よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p> <p>議長 はじめに、「委員に関する案件」、進行番号6番の審議に入ります。 本案件は、7番 柴崎 専一 委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退場を確認》</p> <p>議長 それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>事務局 本議案に係る申請は、第5条申請が1件です。適用法令等を確認したところ、農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p> <p>議長 説明が終わりました。</p> <p>議長 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">3番 櫻井 利光 委員</p> <p>3番委員 農地法第5条の進行番号6番については、別紙議案説明資料17ページから19ページに記載されているとおりです。 申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 令和3年8月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 8番 佐藤 瑛彦 委員 14番 浅野 和宏 委員 3番 櫻井 利光 委員</p>
--	---

議長	調査報告が終わりました。
議長	<p>これより、議案第 32 号の進行番号 6 番について質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 32 号の進行番号 6 番について採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」についての「委員に関する案件」、進行番号 6 番については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>7 番 柴崎 専一 委員の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、議案第 32 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、第 5 条申請が 6 件です。適用法令等を確認したところ、農地法第 5 条第 2 項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に、第 1 分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>3 番 櫻井 利光 委員</p>

3 番委員

農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 4 ページから 6 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 7 ページから 9 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 10 ページから 12 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 4 番、5 番については、別紙議案説明資料 13 ページから 16 ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和 3 年 8 月 25 日

現地調査委員 8 番 佐藤 瑛彦 委員
14 番 浅野 和宏 委員
3 番 櫻井 利光 委員

議長

次に、第 2 分科会の報告を登壇してお願いいたします。

11 番、松野 秀郎 委員

11 番委員

登米市農業委員会第 2 分科会に係る現地確認調査は、令和 3 年 8 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その

	<p>調査結果について報告します。</p> <p>農地法第5条の進行番号7番については、別紙議案説明資料20ページから22ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のおり報告します。</p> <p>令和3年8月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 9番 鈴木 巖 委員 12番 阿部 静男 委員 11番 松野 秀郎 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案第32号の「委員に関する以外の案件」について、質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第32号の「委員に関する以外の案件」を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第9、議案第33号「非農地証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われれます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第33号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第33号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第10、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が9件、利用権設定が4件、一括方式が4件となっております。</p>
議長	<p>所有権移転の進行番号4番と利用権設定の進行番号1番が18番 三塚 芳毅 委員に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p>

議長	はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号4番と利用権設定の進行番号1番についての審議に入ります。
議長	<p>本案件は 18番 三塚 芳毅 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第34号の所有権移転の進行番号4番と利用権設定の進行番号1番を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号4番と利用権設定の進行番号1番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>18番 三塚 芳毅 委員 の入場を許可します。</p> <p>《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、議案第34号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p>

議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われま す。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第34号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>日程第11、議案第35号「買受適格証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本議案に係る許可要件は、別紙「買受適格証明願調査書」により、農地法第3条と同様に確認しております。 進行番号1番については、調査結果1となります。 法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、願出人の経営農地は1筆以外全て耕作されており、その1筆については所定の手続きを行う予定です。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。 第2号については、願出人は個人であり適用はありません。 第3号についても、信託ではないため適用はありません。</p>

	<p>第4号の農作業への常時従事については、願出人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号2番から10番については、私が担当委員になり、支障ありません。</p>
議長	<p>進行番号1番について、7番 柴崎 専一 委員。</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第35号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は願出のとおり証明し、証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人となり農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合には、当職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 35 号「買受適格証明願について」は、願出のとおり証明し、 前述の条件により許可することに決定しました。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和 3 年度第 5 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 3 年 8 月 25 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 4 番 菅原 浩之

議事録署名人 5 番 田島 幹雄